

## ●香川県監査委員公表第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

香川県監査委員 三 谷 和 夫  
同 大 西 均  
同 香 川 芳 文  
同 森 裕 行

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 嘱託職員の報酬について、減額して支給した金額に誤りがあつたので、正当額との差額を追給する必要がある。 (中央病院)</p> <p>(イ) 一月の勤務を要する日の全日数にわたって通勤実態がないにもかかわらず、通勤手当が支給されているものがあった。 (中央病院)</p> <p>(ウ) 高速道路利用に係る通勤手当について、私用で高速道路を利用したものに誤って支給していた。 (中央病院)</p> <p>(エ) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。 (白鳥病院)</p> <p>(オ) 県外旅費について、支給額に誤りのあるものがあった。 (白鳥病院)</p> <p>イ 契約について</p> <p>シルバー人材センターとの労働者派遣に関する契約手続については、会計規則に定める各種公表を行う必要があつた。また、契約書の自動更新条項を削除し、年度毎に契約手続を行う必要がある。 (丸亀病院)</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 再計算の上、平成30年7月報酬にて追給した。今後は、部署責任者と総務担当者間で連絡漏れがないよう複数人で確認する。</p> <p>(イ) 平成30年7月に当該職員に該当月分の通勤手当を返納させた。今後は、休暇の取得状況を複数人で確認する。</p> <p>(ウ) 平成30年7月に当該職員に該当部分の高速道路通行料金に係る通勤手当を返納させた。今後は、手当の支給前に複数人で確認する。</p> <p>(エ) 支給できていなかった車賃を計算し、平成30年7月に本人口座に振込んだ。今後は、旅費の支給漏れがないよう複数人で確認する。</p> <p>(オ) 県外旅費の再計算を行い、平成30年7月に不足分を本人口座に振込んだ。今後は、旅費の支給前に複数人で確認する。</p> <p>イ 契約について</p> <p>次年度から、会計規則に定める必要な各種公表を行う。</p> <p>また、契約については、年度毎に契約手続を行うこととした。</p>

	ウ その他 嘱託職員の出勤簿について、前年 度指導していたにもかかわらず押印 漏れがあった。 (中央病院)	ウ その他 出勤簿及び休暇簿の電子化を行う (平成30年11月から開始予定)。
--	--	---